

# 子ども・子育て支援新制度の概要

## 子ども・子育て支援新制度のポイント

- 自公民3党合意を踏まえ、子ども・子育て関連3法が成立（平成24年8月）。幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進。
- 消費税の引き上げにより確保する0.7兆円程度を含め、追加の恒久財源を確保し、すべての子ども・子育て家庭を対象に、幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援の質・量の拡充を図る。
- 新制度は平成27年4月に本格施行。市町村が地方版子ども・子育て会議の意見を聴きながら、子ども・子育て支援事業計画を策定し、実施。

# 子ども・子育て関連3法(平成24年8月成立)の趣旨と主なポイント

## ◆3法の趣旨

自公民3党合意を踏まえ、保護者が子育てについての第一義務的責任を有するという基本的認識の下に、  
幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進

\*子ども・子育て関連3法とは、①子ども・子育て支援法②認定こども園法の一部改正法③児童福祉法の一部改正等関係法律の整備法

## ◆主なポイント

① 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）

及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設

\* 地域型保育給付は、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応

② 認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）

・ 幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ  
・ 認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化

③ 地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、  
放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実



## ④ 市町村が実施主体

- ・ 市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
- ・ 国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える

## ⑤ 社会全体による費用負担

- ・ 消費税率の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提（幼児教育・保育・子育て支援の質・量の拡充を図るために、消費税率の引き上げにより確保する0.7兆円程度を含めて1兆円超程度の追加財源が必要）

## ⑥ 政府の推進体制

- ・ 制度ごとにバラバラな政府の推進体制を整備（内閣府に子ども・子育て本部を設置）

## ⑦ 子ども・子育て会議の設置

- ・ 国に有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして、子ども・子育て会議を設置

- ・ 市町村等の合議制機関（地方版子ども・子育て会議）の設置努力義務

## ⑧ 施行時期

- ・ 平成27年4月に本格施行

# 子ども・子育て支援新制度の概要

市町村主体

国主体

## 子どものための教育・保育給付

認定こども園・幼稚園・保育所・  
小規模保育等に係る共通の財政支援

### 施設型給付費

#### 認定こども園 0～5歳

※ 幼保連携型については、認可・指導監視の一本化、学校及び児童福祉施設との位置づけを与える等、制度改善を実施

#### 幼稚園型

#### 保育所型

#### 地方裁量型

#### 幼稚園

#### 保育所

#### 認定こども園

※ 私立保育所については、児童福祉法第24条によ  
り市町村が保育の実施義務を担うことに基づく措  
置として、委託費を支弁

### 地域型保育給付費

小規模保育、家庭的保育、事業所内保  
育、居宅訪問型保育、

## 子育てのための施設等利用給付

新制度の対象とならない幼稚園、  
認可外保育施設、預かり保育等の  
利用に係る支援

### 施設等利用費

#### 認定こども園 0～5歳

※ 幼保連携型については、認可・指導監  
視の一本化、学校及び児童福祉施  
設との位置づけを与える等、制度改  
善を実施

#### 幼稚園

#### 保育所

#### 認定こども園

#### 幼稚園

#### 保育所

#### 認定こども園

## 地域子ども・子育て支援事業

地域の実情に応じた  
子育て支援

### ①利用者支援事業

- ②延長保育事業
- ③実費徴収に係る補足給付を行ふ事業
- ④多様な事業者の参入促進・能力活用事業

### ⑤放課後児童健全育成事業

### ⑥子育て短期支援事業

### ⑦乳児家庭全戸訪問事業

### ⑧・養育支援訪問事業

### ・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

### ⑨地域子育て支援拠点事業

### ⑩一時預かり事業

- ⑪病児保育事業
- ⑫子育て援助活動支援事業  
(ファミリー・サポート・センター事業)
- ⑬妊婦健診

※認定こども園（国立・公立大学法人立）も対象

## 仕事・子育て 両立支援事業

仕事と子育ての  
両立支援

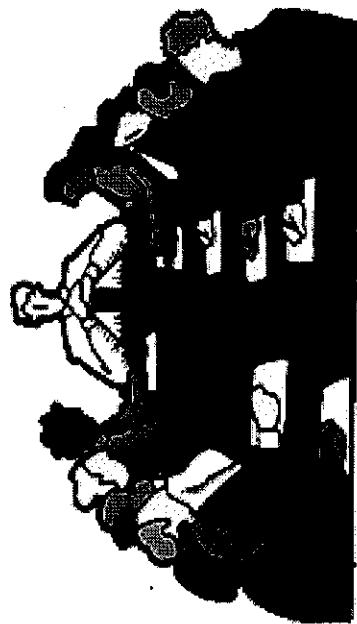
企業主導型保育事業  
⇒ 事業所内保育を主軸とした企業主導型の多様な就労形態に応じた保育サービスの拡大を支援（整備費、運営費の助成）

企業主導型ベビーシッターリ利用者支援事業  
⇒ 繁忙期の残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者が、低廉な価格でベビーシッターサービスを利用できるよう支援

中小企業子ども・子育て支援環境整備事業  
⇒ みん認定を活用し、育児休業等取得に積極的に取り組む中小企業を支援

## 子ども・子育て会議の設置

- 国において有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に支援する事業に従事する者）が子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして子ども・子育て会議を設置する（平成25年4月）
- 市町村、都道府県においても地方版子ども・子育て会議を設置するよう努めることとされている



※地方版子ども・子育て会議には、事業計画策定の審議を行ふとともに、継続的に点検・評価・見直しを行っていく役割が期待されている。

## 地方版子ども・子育て会議について

- 子ども・子育て支援法第77条に規定する「審議会その他の合議制の機関」又は同法の規定により意見を聴くべき保護者その他子ども・子育て会議に係る当事者（「地方版子ども・子育て会議」）に関する規定は、国の子ども・子育て会議の設置に関する規定と同じく、平成25年4月1日に施行。
- 地方版子ども・子育て会議の役割は、次のとおりである。

＜地方公共団体向けQ & A（平成25年4月内閣府）＞

Q 地方版子ども・子育て会議の役割は何か。

A

条例で地方版子ども・子育て会議を設置した場合、自治体が、教育・保育施設や地域型保育事業の利用定員を定める際や、市町村計画、都道府県計画を策定・変更する際は、この会議の意見を聽かなければならぬこととしている。また、同会議においては、自治体における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に關し必要な事項及び当該施策の実施状況について、調査審議することとされている。地方版子ども・子育て会議は、市町村計画、都道府県計画等へ、地域の子育てに関するニーズを反映していくことを始め、自治体における子ども・子育て支援施策が地域の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施されることを担保するなど、重要な役割を果たすことが期待されている。特に、児童福祉、幼児教育、双方の観点を持った方々の参画を得て、地域における子ども・子育て支援について調査審議していただく必要がある。

市町村計画、都道府県計画を策定する際に審議を行うことは同会議の重要な役割の一つであるが、計画を策定すれば終わりというのではなく、子育て支援施策の実施状況を調査審議するなど、継続的に点検・評価・見直しを行つていく（PDCAサイクルを回していく）役割が期待されている。